

岩手県告示第 280 号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和 48 年岩手県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この告示による改正後の別図 2 は、岩手県環境生活部環境保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

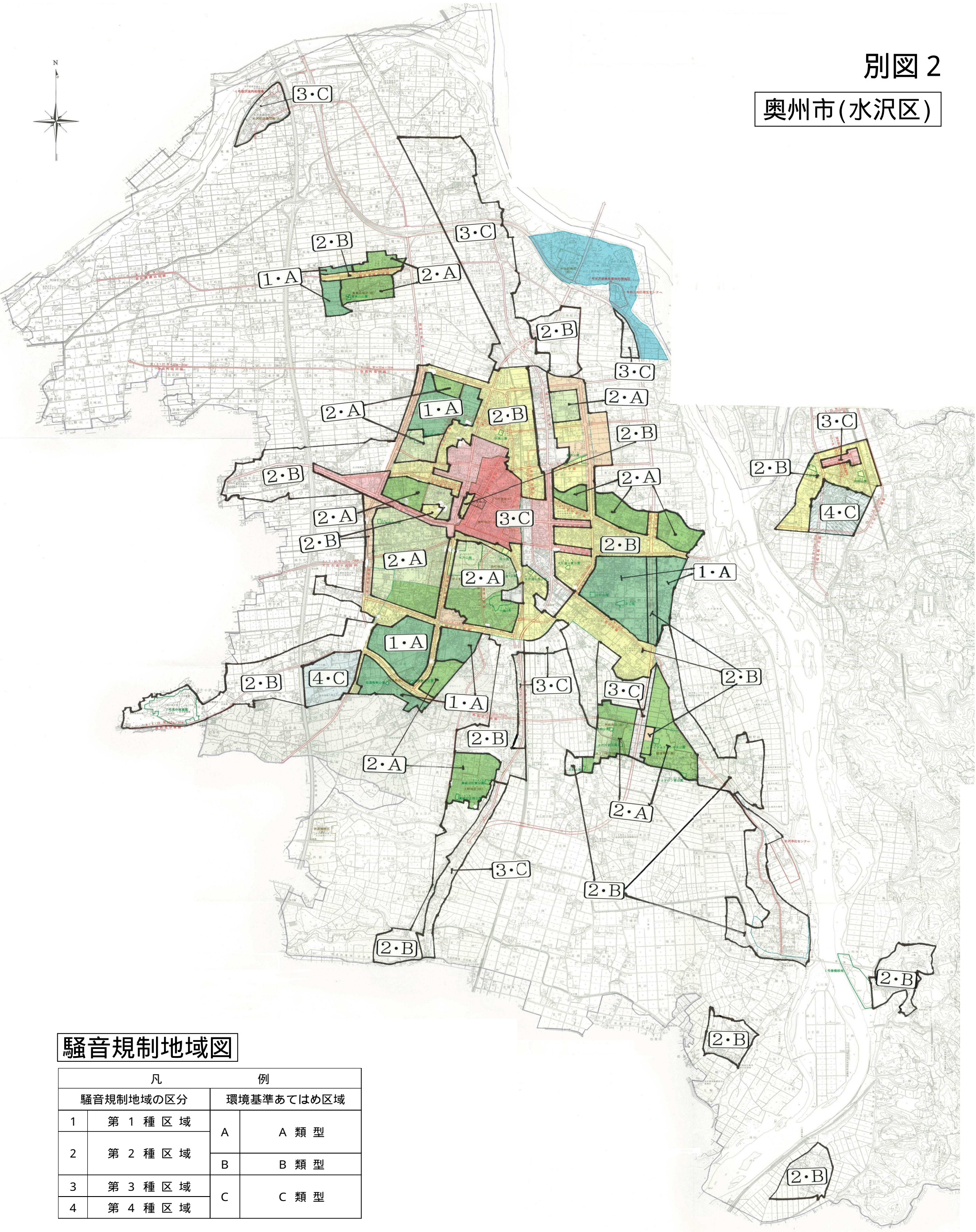
岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>8 大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <div data-bbox="183 712 805 757" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成9年3月31日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>	<p>8 大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市（水沢区を除く。）、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <div data-bbox="869 712 1492 757" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成18年6月30日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別図 2 を次のように改める。

別図 2

奥州市(水沢区)



騒音規制地域図

凡		例	
騒音規制地域の区分		環境基準あてはめ区域	
1	第 1 種 区 域	A	A 類 型
2	第 2 種 区 域	B	B 類 型
3	第 3 種 区 域	C	C 類 型
4	第 4 種 区 域	C	C 類 型